

Go To 商店街事業

緊急事態宣言中の事業の取扱いに関するよくあるお問い合わせ（2月5日時点）

全般

1 停止期間に実施予定の「集客を伴う商店街イベント等」は全て停止しなければならないのでしょうか。

本対応は、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はその恐れがあると認められ、令和3年1月8日（金）より国から緊急事態宣言が発出されたところ、全国一律に新型コロナウイルス感染症の感染対策を強化する必要があります。

そのため、外出による感染リスクを最小限にするため、集客を伴う商店街イベント等は全て停止することと致します。

2 停止期間はいつですか。

停止期間は令和3年1月8日（金）から本事業の事業実施期間の期限である令和3年2月14日（日）までの期間となります。

3 「集客を伴う商店街イベント等」は具体的に何を指すのでしょうか。

一般的に、イベント等を実施することにより、外出を促しリアルタイムに商店街等へ集客させるイベント等を指します。例えば、抽選会、謎解きイベント、スタンプラリー等のほか、イルミネーション等の外出を促す事業は、「集客を伴う商店街イベント等」に該当し、停止期間においては、実施できないこととなります。

実施する事業が「集客を伴う商店街イベント等」に該当するか否かについて判断が難しい場合は、個別に事務局までお問い合わせください。

4 オンライン上のイベントは、停止の対象でしょうか。

外出を促しリアルタイムに商店街等へ集客させるイベント等に該当しないことから、停止の必要はありません。

5 商材開発やプロモーションは、停止の対象でしょうか。

外出を促しリアルタイムに商店街等へ集客させるイベント等に該当しないことから、停止の必要はありません。ただし、商材開発が停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」と切り離せない事業である場合、プロモーションが停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」の告知をするものである場合、停止する必要があります。

6 イベント、プロモーション、商材開発いずれも実施予定のところ、イベントが「集客を伴う商店街イベント等」に該当する場合、全て停止する必要があるのでしょうか。

原則、停止期間に実施する「集客を伴う商店街イベント等」のみ、停止となります。ただし、プロモーションが「集客を伴う商店街イベント等」の告知をするものである場合や、商材開発が「集客を伴う商店街イベント等」と切り離せない事業である場合は、プロモーションや商材開発も停止する必要があります。

7 事業期間の延長はないのでしょうか。

本事業は、令和3年2月14日（日）を事業実施期間の期限としており、現時点、「集客を伴う商店街イベント等」は実施が困難となっております。そのため、本措置により集客を伴う商店街イベント等を停止された事業者（商店街等）及び現在審査停止中で今後採択される事業者が計画変更の検討期間や事業実施期間を十分に確保できるよう、事業実施期間を延長することで中小企業庁と調整しております。

応募済みの案件について

1 応募したところ、いまだ採否の連絡を受けていないのですが、どのような取扱いとなるのでしょうか。

緊急事態宣言が発出され、事業期間が確保できない状況となったため、審査を一時停止し、採否の判断を保留としております。

本措置により、現在審査停止中で今後採択される事業者（商店街等）が計画変更の検討期間や事業実施期間を十分に確保できるよう、事業実施期間を延長することで中小企業庁と調整しております。

審査再開などを含め、取扱状況に変化があった場合は、HPにてお知らせさせていただくとともに、事務局より対象の事業者あてに個別にご連絡させていただきます。

2 集客を伴わない事業（オンラインイベントやプロモーション、商材開発等）も審査停止の対象となるのでしょうか。

同時期に申請を受理しているにもかかわらず「集客を伴わない商店街イベント等」のみを先行して審査することは、審査の公平性に欠けるため、一律、全ての事業の審査を一時停止し、採否の判断を保留することとしております。

審査再開など、取扱い状況に変化があった場合は、HPにてお知らせさせていただくとともに、事務局より対象の事業者あてに個別にご連絡させていただきます。

3 所在している地域が緊急事態宣言の対象地域外ですが、その場合も、審査停止の対象となるのでしょうか。

緊急事態宣言は、「全国的かつ急速なまん延により甚大な影響を及ぼす恐れがある状況」と判断されたため発出されたものであり、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染対策を強化していく必要があるため、全国一律の対応とさせていただきます。

4 既に応募しているのですが、取り下げし、事業実施期間を見直した上、再申請することは可能でしょうか。

本事業の応募については、12月24日（木）をもって募集を終了させていただきましたので再申請はできません。

5 再度、募集が再開されることはあるのでしょうか。

現時点、新たに募集をすることは予定しておりません。

なお、令和2年度第3次補正予算において予算措置しているGo To 商店街事業（30億円）についても、中小企業庁が準備を進めております。詳細につきましては、後日、中小企業庁から公表される予定です。

採択済みの案件について（手続き）

1 「集客を伴う商店街イベント等」の停止に関してどのような手続きが生じるのでしょうか。

事務局より全事業者あてに個別に連絡させていただき、今後の方向性について調整し、手続きを進めていただきます。詳細については、改めて、連絡致します。

2 停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」について、停止期間外に延期することは可能でしょうか。

本措置により集客を伴う商店街イベント等を停止された事業者（商店街等）が計画変更の検討期間や事業実施期間を十分に確保できるよう、事業実施期間を延長することで中小企業庁と調整しております。

その調整がつき次第、事務局へ「実施計画変更申請」をし、その承認が得られれば、事業実施期間の変更が可能ですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、緊急事態宣言の期間が短縮もしくは延長される可能性があり、Go To 商店街事業の全国一斉停止期間も見直す可能性があります。

詳細が決まり次第、HPにてお知らせさせていただくとともに、事務局より全事業者あてに個別にご連絡させていただきます。

3 停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」について、オンライン上のイベントへ変更することは可能でしょうか。

事務局へ「実施計画変更申請」をし、その承認が得られれば、事業実施期間の変更が可能です。事業実施予定時期までに、事務局の承認を得る必要がありますので、事業内容の変更が決定次第、速やかに計画変更のご申請をお願いします。

4 停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」について、事業内容を見直すことにより、事業に要する費用が増加します。契約上限額以上の経費は支払ってもらえるのでしょうか。

契約条件に則り、契約上限額以上のお支払いはできません。

採択済みの案件について（停止する事業の取扱い）

1 停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」について、すでに発注し、準備を進めております。どのように取扱えばよろしいでしょうか。

事務局より事業の方向性（事業の中止等）を決定させていただきます。その後、準備のための発注等については、キャンセル等を行っていただくことになります。詳細については、事務局より各事業者あてに個別にご連絡させていただきます。

2 停止期間の「集客を伴う商店街イベント等」について、すでに発注し、発注先へ支払いが完了しております。その経費についてはお支払いしてもらえるのでしょうか。

停止した事業の準備等のために要した費用については、一定のルールに基づいて、お支払い致します。詳細については、事務局より各事業者あてに個別にご連絡させていただきます。

3 イベントを中止することに決まったところ、「中止」を告知するための費用が発生しますが、この費用はお支払いしてもらえるのでしょうか。

契約金額内であれば、「支出計画変更申請」の手続きを行い、事務局の承認が得られれば、お支払いすることができます。

以上